

とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ登録団体制度実施要綱

(目的)

第1条 とよなか男女共同参画推進センターすてっぷの利用の促進、本市における男女共同参画社会の実現を目的とする市民団体の活動支援及びこれらの団体間におけるネットワーク形成を図り、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的として、とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ登録団体制度を実施します。

(登録団体となる要件)

第2条 登録団体となる要件は、次の各号に掲げるすべての要件に該当することとします。

- (1) 当該市民団体の主たる活動目的の中に男女共同参画社会の実現に取り組むことが含まれているものであること。
- (2) 当該市民団体の主たる活動地域又は活動の中心地が豊中市内であること。
- (3) 当該市民団体の構成員が5人以上で、その過半数が市民（在住、在勤又は在学）であること。
- (4) 第6条の申込みの日以前の1年間に男女共同参画社会の実現に向けた活動をとよなか男女共同参画推進センターすてっぷにおいて定期的（1年当たり4回以上をいいます。以下第4条において同じ。）に行っていること。この場合において、とよなか男女共同参画推進センターすてっぷの無料スペースでの活動も活動回数に含めることができます。

2 既に登録団体となっている市民団体（現に先行して登録団体になろうとして手続きを行っている市民団体を含みます。）とは別の独立した市民団体であっても、当該市民団体設立の趣旨、活動目的・内容、代表者をはじめとする役員構成等から、当該既に登録団体となっている市民団体と同一であると認めるときは、同一の団体とみなします。

(登録団体への支援)

第3条 すてっぷ（施設としてのとよなか男女共同参画推進センターすてっぷ及び施設設置者としての豊中市並びに施設としてのすてっぷの指定管理者の総称をいいます。以下同じ。）は、登録団体となった市民団体に対して、次に掲げる支援を行います。

- (1) 1回の抽選会における貸室等の使用申込みを4件までできることとします。（抽選会においては、目的使用とみなします。）
- (2) とよなか男女共同参画推進センター条例（平成12年豊中市条例第19号）第8条第3項の規定により、貸室等の使用料を月2回（「1回」とは、午前、午後又は夜間の1コマで、かつ、1室をいいます。以下同じ。）免除します。
- (3) 登録団体が、①とよなか国際交流センターの料理室、音楽・健康づくりルー

ム、プレイルーム1、プレイルーム2A、2B、和室を使用するとき、②すてっぷの施設を使用しようとする場合において、他のグループの使用等により施設が使用できないため、とよなか国際交流センターの施設を使用するときは、前号の使用料の免除の対象とする。

(4) 第2号の場合において貸室等の使用料の免除は、1日1回とします。

(5) 1回当たり複数室を使用するときは、その中で最も使用料金が最も高いものを免除の対象とします。

(6) すてっぷが行う事業に関する情報の提供

2 前項第2号及び第5号の規定にかかわらず、セミナー室1A、セミナー室1B及びセミナー室1C並びにセミナー室2A及びセミナー室2Bについては、セミナー室1AB、セミナー室1BC、セミナー室1ABC又はセミナー室2ABとして使用する場合は、それぞれ1室とみなします。

3 第1項第2号及び第5号の規定にかかわらず、すてっぷホールを使用するときに楽屋を同時に使用する場合は、すてっぷホールと楽屋を合わせて1室とみなします。

4 登録団体が第1項第2号に規定する支援を受けて活動するにあたり、保育が必要であるとすてっぷが認めるときは、プレイルームを合わせて1室とみなします。

(登録団体の役割)

第4条 登録団体は、次に掲げる役割を担います。

(1) すてっぷが登録団体間におけるネットワーク形成を図るために置く連絡会議に、当該市民団体の代表者（これに準じる人を含みます。）が参加すること。

(2) すてっぷが指定する研修会等に当該市民団体の代表者（これに準じる人を含みます。）が参加すること。

(3) すてっぷが実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力すること。（アンケートへの回答や講座、催し、イベント等の構成員への周知、すてっぷと共催で一般の市民を対象とした講演会等の実施等）

(4) 定期的にとよなか男女共同参画推進センターすてっぷで活動を行うこと。

(5) すてっぷが指示するときまでに当該市民団体の活動実績をすてっぷに提出すること。

(6) 第6条第1項の規定により提出された同項第1号及び第2号に掲げる書類の内容に変更があったときは、その旨を速やかにすてっぷに届出すること。

(7) 第3条第2号の規定による使用料免除を受ける貸室等の申込みは、使用人数に見合ったものとする。

(登録団体としての登録期間等)

第5条 登録団体としての登録期間は、第2項に定める終期を最終日とする2年以内とします。

2 登録手続の時期及び登録期間の始期、終期は、別に定めます。

(登録団体の申込み)

第6条 登録団体となろうとする市民団体は、次に掲げる書類を添えて、すてっぷ登録団体申込書をすてっぷに提出しなければなりません。

- (1) 当該市民団体の規約（主たる活動目的の中に男女共同参画社会の実現に取り組むことが含まれていることがわかるもの）
- (2) 当該市民団体の構成員の名簿（在住、在勤、在学の要件を確認することができるもの）
- (3) 活動実績が明記された書類（主たる活動の中に男女共同参画社会の実現への取組みが含まれていること及び主たる活動地域又は活動の中心地がわかるもの）

(審査)

第7条 登録団体となろうとする市民団体から前条の申込みがあったときは、同条に規定する書類を審査して、第2条に規定する要件に合致するかどうかを審査します。

(審査結果の通知)

第8条 すてっぷは、前条の審査の結果を当該市民団体に通知します。この場合において、登録団体とすることを可とするときは登録団体認定書により、登録団体とすることを不可とするときは登録団体不認定結果通知書により理由を付して通知することとします。

(認定の取り消し)

第9条 すてっぷは、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、登録団体の認定を取り消すこととします。

- (1) 第2条に規定する要件のいずれかに合致しなくなったとき。
- (2) 1年以上とよなか男女共同参画推進センターすてっぷで活動を行わなくなったとき。
- (3) すてっぷが指定する研修会等に代表者（これに準じる人を含みます。）が参加しなかったとき。ただし、参加しなかったことについてやむをえない理由があると認めるときを除きます。
- (4) すてっぷが指示するときまでに当該市民団体の活動実績をすてっぷに提出しなかったとき。
- (5) 豊中市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力しなかったとき。ただし、協力しなかったことについてやむを得ない理由があるとすてっぷが認めるときを除きます。
- (6) 第3条第2号の規定による使用料免除を受けた貸室等を第5条の登録期間中3回以上使用しなかったとき。ただし、使用する日の7日前（すてっぷホールにあっては1月前）までに使用承認の取消しを申し出て、すてっぷが相当の理由があると認めるときを除きます。

- 2 前項の規定により認定を取り消されたときは、当該市民団体が既に第3条（同条第1項第5号を除く。）に定める支援を受けて既に貸室等を無料で借りることとなっている場合については、とよなか男女共同参画推進センター条例第6条第1項第1号の規定に基づき、その使用承認を取り消すこととします。（この場合において、新たに、目的利用又は一般利用として通常の使用申込みをすることは、妨げません。）

（認定の取り消しを受けた後の再度の登録）

第10条 前条の規定により認定を取り消された団体は、当該認定の取り消し日から2年間は、登録団体の認定を受けることができません。

- 2 前条の規定により認定を取り消された団体の構成員が、新たに団体を結成した場合であっても、すてっぷが当該団体設立の趣旨、活動目的・内容、代表者をはじめとする役員構成等から、当該認定を取り消された団体と同一であると認めるときは、当該新たに設立された団体を当該認定が取り消された団体とみなし、前項の規定を適用します。

（申込書等の様式）

第11条 この要綱による申込書等の書類の様式は、人権政策課長が別に定めます。

（委任規定）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、人権政策課長が別に定めます。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から実施します。

- 2 第2条第1項第4号の規定の適用については、平成21年4月1日から平成23年3月31日までは豊中市内の他の公共施設で行った活動を、すてっぷで行った活動とみなします。

附 則

この要綱は、平成22年1月22日から実施します。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施します。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施します。

附 則

この要綱は、平成27年2月1日から実施します。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施します。